

## 第 50 回米沢地区社会人サッカーリーグ実施要項

- 1 主 旨 米沢地区社会人サッカーの普及とレベルアップを目指す。
- 2 主 催 米沢地区サッカー協会・山形新聞社
- 3 主 管 米沢地区社会人サッカーリーグ運営委員会
- 4 期 日 2024 年 5 月～10 月(予定)
- 5 参加資格 (1) 米沢地区の社会人チームとする。(大学生も含む。) スポーツ安全傷害保険に加入しているチーム。  
(2) チーム内に公認審判員(4 級以上)が3 名以上いること。  
(3) 米沢地区サッカー協会に運営費負担金(チーム:10,000 円、個人:700 円)、1 種委員会負担金(5,000 円)及び山形県サッカー協会登録料(3,000 円)を納入すること。
- 6 会 場 ○米沢市営人工芝サッカーフィールド
- 7 リーグ構成 1 部制 1 回総当たり 選手の二重登録は不可。(参加チーム数により変動有り)ただし、下記の条件を満たした時に限り、試合の成立を認めるものとする。
  - ① 事務局及び相手チームの承諾を得ること。
  - ② 相手チームに1 人あたり2,000 円をその場で支払うこと。
- 8 競技日程等 (1) 組み合わせ、試合日程、審判の割当ては、リーグ事務局で作成の上、4 月 5 日(金)の運営委員会において決定する。  
(2) 試合日程の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情の場合は、相手チーム及び審判を行うチームの了解を得て変更すること。  
(3) 割当てられた試合審判の日程変更は出来ないので、やむを得ない事情の場合は、当該チームの責任において他に審判を依頼すること。
- 9 競技方法 (1) ルールは前年度の日本サッカー協会規則による。  
(2) 試合時間は70 分とする。(5 分休憩)  
(3) メンバー表は試合開始10 分前まで3 部作成し、主審及び対戦相手チームに提出する。  
(4) 選手交代はGK を含め登録選手の範囲内の人数とする。  
※ただし、再度の入場を認めるものとする  
(アウトオブプレー時)。  
(5) 次の場合は不戦敗(0-5)とする。(主審が決定する)
  - ① 試合開始時刻に試合成立人数(7 人)に達しない場合。
  - ② 登録していない選手が出場したとき。  
(6) 試合球は縫い合わせボールとし、各チーム持ち寄りとする。  
(7) 試合中に天候が急変し、試合続行不可能と主審が判断した場合は試合を中止し、その試合は再試合とする。  
(8) 退場及び今リーグ中通算して2 回の警告を受けた選手は、次節の試合を出場停止とする。  
(9) 高校生の試合出場は3 名以内とする。  
(10) 人工芝フィールド会場において、交換式スタッドは使用禁止。会場内の喫煙は、指定場所のみ可。
- 10 審 判 主審、副審は、審判委員会で割り当てる。但し、割り当てがない日は各チームで3 名準備すること(有資格者を準備すること)

- 1 1 会場の準備 (1) 会場準備を割当てられているチームは、試合開始時刻に間に合うように  
試合会場の準備を行うこと  
(2) 会場準備チームは、運営委員長の相田昌洋宅から試合記録バッグ、ライ  
ンズマンフラッグを借りて行くこと。
- 1 2 試合の記録 試合の記録は、当該試合の主審が行う。  
(チーム代表者から記録内容の確認をとること。)
- 1 3 会場の整理 (1) 会場の管理責任チーム(者)は、コーナフラッグを片付け、試合記録バ  
ッグ、ラインズマンフラッグを相田昌洋宅まで届けること。
- 1 4 順位の決定 (1) 勝ちが勝点3、引き分けは勝点1、負けは勝点0とし、合計勝点が多い  
チームを上位とする。  
(2) (1) で決しない場合は、得失点差の多いチームを上位とする。  
(3) (2) で決しない場合は、総得点の多いチームを上位とする。  
(4) (3) で決しない場合は、当該チームの対戦結果とする。
- 1 5 表 彰 チーム 第1位~3位 賞状、トロフィー及び賞品を贈呈。  
個人 得点王 賞品を贈呈。  
ベストプレイヤー賞(各チーム1名) 賞品を贈呈。
- 1 6 罰 則 下記の事項について履行しなかった場合は、運営委員会の決定により次年度リー  
グでペナルティを課す。  
(1) 割り当てられた審判を行わなかった場合。  
(当該チームから代替の審判に1人あたり5,000円を支払うこと。)  
(2) 試合を棄権した場合。ただし、1週間以上前に通知した場合を除く。  
(当該チームから審判に10,000円、相手チームに20,000円を支払うこと)  
(3) 無断で運営委員会に出席しなかった場合。  
(4) 登録していない選手が出場した場合。  
(5) その他この要綱に定めた事項を履行しなかった場合。  
※ 上記の(4)、(5)にあたりとリーグ事務局が認めた場合は、14「順位  
の決定」の規定にかかわらず、最下位とする。
- 1 7 そ の 他 リーグ運営委員会の事務局を相田昌洋宅に置く。  
連絡先 米沢市桜木町2-64 相田 昌洋(相田製箱所)  
TEL 23-0102 FAX 24-2857  
E-Mail: [sphu2339@train.ocn.ne.jp](mailto:sphu2339@train.ocn.ne.jp)

※ 選手の追加登録は、任意の用紙に必要事項(氏名、年齢、ポジション)を記入し、参加料(選  
手1人1,700円)を添えて相田委員長まで提出すること。試合への出場は、1週間後とする。